

いわてアール・ブリュット魅力発信業務

業務仕様書

令和 2 年 7 月
岩 手 県

いわてアール・ブリュット魅力発信業務仕様書

この仕様書は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「いわてアール・ブリュット魅力発信業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関して、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を示すものである。

1 業務名

いわてアール・ブリュット魅力発信業務

2 委託契約期間

契約締結の日から令和3年3月15日まで

3 業務の内容

県内に潜在する優れたアール・ブリュット作品を美術品として世に広め、その魅力を発信することにより、県民の障がい者芸術に対する関心を高めるとともに、障がい者等の創作意欲の醸成を図る。

4 仕様

(1) 巡回展の開催

ア 作品は、県内の障がい者の創作活動を支援している障がい者福祉関係事業所等から、25 作品程度を収集・展示すること。また、作品の出品者に対して、謝金を支給すること。

イ 作品の選考については、選考機関として実行委員会を立ち上げ、実施すること。実行委員会は10名程度で組織し、委員については、障がい者支援事業所、障がい者関係団体、教育機関関係者、行政機関関係者、美術関係者等で構成すること。また、委員に対して、謝金及び旅費を支給すること。

ウ 巡回展の内容等を企画し、実行委員会の事務局、作品の出品者又は出品者の所属する施設との連絡調整及び事前準備から当日運営・撤去作業を含めた一切の業務を行うこと。ただし、内容については本事業の目的に基づいたものとするとし、必要に応じて、県と協議しながら進めること。

エ 巡回展の広報・宣伝については、県民が触れやすい媒体を活用し行うこと。

- ・ 新聞広告については、県内主要新聞に4回（巡回展の開催ごと）掲載すること。
- ・ 本事業のポスター（1,000部印刷することを想定）及びチラシ（10,000部印刷することを想定）については、県内各地に掲示や配布等を行うこと。
- ・ その他、予算の範囲内で、テレビCMやラジオCM又はテレビ番組の制作等を行い、効果的な

広報・宣伝に努めること。

オ 巡回展の会場については、県内に4ヶ所（おおよそ各広域振興圏当たり1ヶ所ずつ）を選定することとし、県民の多くが利用する公共施設等を設定すること。また、各会場の展示期間は、3週間程度確保すること。

なお、昨年度本業務を実施した会場以外の場所を会場と設定するよう努めること。

カ 作品の搬入・搬出については、専門的な業者に依頼することとし、確実かつ安全な方法で行うこと。

キ 巡回展における展示方法については、必要なパネル及び額縁等を用意し、鑑賞者が鑑賞しやすく、かつ一般県民に対しアール・ブリュット作品についての理解を促進するよう工夫すること。

ク 全ての作品展が終了後、収集・展示した作品については、作品の出品者又はその出品者の所属する施設に確実に返還すること。

ケ 各作品展において、来場者数等を把握のうえ、県に報告すること。また、今後事業を展開するに当たり参考となるよう来場者に対してアンケート調査を実施すること。

コ 上に定めたもの又はその他の事項について、必要に応じて、適宜県と協議しながら進めること。

(2) 障がい者文化芸術に係る普及啓発イベントの実施

ア 障がい者文化芸術に係る普及啓発を図るため、巡回展の作品解説会や障がい者作家を講師とする講演会、創作活動に係るワークショップ等障がい者作家と県民との交流の場を創出するようなイベントを実施すること。併せて、巡回展の周知を図ること。

イ 普及啓発イベントの内容等を企画し、関係各所との連絡調整及び事前準備から当日運営・撤去作業を含めた一切の業務を行うこと。ただし、内容については本事業の目的に基づいたものとする。必要に応じて、県と協議しながら進めること。

ウ 巡回展の開催前又は開催期間中に、各巡回展会場において1回ずつ実施すること。

エ 各イベントにおいて、参加者数等を把握のうえ、県に報告すること。また、今後事業を展開するに当たり参考となるよう参加者に対してアンケート調査を実施すること。

オ 上に定めたもの又はその他の事項について、必要に応じて、適宜県と協議しながら進めること。

5 成果物

成果物については、次のとおり作成し、県に提出すること。

(1) 内容

ア 実施報告書 カラー2部

本仕様書の内容に従い本業務を実施したことを、次の内容を含めて作成すること。

- ・ 各会場における作品展及び普及啓発イベントの様子を撮影したカラー写真を掲載すること。
- ・ 巡回展の来場者及び普及啓発イベントの参加者を対象としたアンケート調査の実施結果及び分析結果を掲載すること。
- ・ カラー印刷の元データをDVD等により提出すること。

イ 広報物 カラー各2部

巡回展の広報・宣伝に用いたポスター及びチラシ等の広報物 一式

ウ その他、本業務で作成した資料のうち県が指示する資料 一式

(2) 納入場所

岩手県文化スポーツ部文化振興課（〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 岩手県庁12階）

(3) その他

ア 受託者がデジタル化し、県に納入した成果物に係る一切の権利（翻案権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条）及び二次的著作物利用権（同法第28条）を含む。）は、県に帰属するものとする。

イ 写真等の著作権・肖像権処理等、権利関係の処理を済ませたうえで成果物を納入すること。また、これらに関する紛争が生じた場合には、受託者の責任において対応するものとし、県は責任を負わないこと。

6 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは運営等を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、上記アに該当しない限りにおいて本業務の一部を第三者に委託することができる。その際、事前に県に対して、書面にて再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する監視方法等、必要事項を報告し、了承を得なければならない。

ウ 受託者は、再委託の相手方が行った作業について全責任を負うものとする。また、受託者は、再委託の相手方に対して、本業務の受託と同等の義務を負わせるものとし、再委託の相手方の契約においてその旨を定めるものとする。

エ 受託者は、再委託の相手方に対して、定期的又は必要に応じて、作業の進捗状況等の履行状況

について報告を行わせるなど適正な履行の確保に努めるものとする。また、受託者は、県が本業務の適正な履行の確保のために必要があると認めるときは、その履行状況について県に対して報告し、また、県が自ら確認することに協力するものとする。

オ 受託者は、県が承認した再委託の内容について変更しようとするときは、変更する事項及び理由等について記載した申請書を提出し、県の承認を得るものとする。

(2) 再委託の相手方

受託者は、(1)イにより本業務の一部を第三者に委託する場合には、当該委託の相手方を岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した文書により必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、(1)イにより再委託を受けた者について、本業務の履行につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に県に書面で通知しなければならない。

(4) 権利の帰属等

ア 本業務によって作成される成果は、県から受託者に本業務に係る費用が完済されたとき、受託者から県へ移転するものとする。ただし、権利の移転前であっても、県が必要な範囲において成果品を利用できるものとする。

イ 受託者は、本業務の成果物に係る著作権人格権を行使又は主張しないものとする。

ウ 受託者は、成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合、当該著作物の使用に関して費用負担を含み一切の手続を行うものとする。

(5) 機密の保持

ア 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、県から取得した資料（電子媒体、文書、図面等の形態は問わない。）を含め契約上知り得た情報を、第三者に開示、漏えい及び本業務に係る作業以外の目的で利用しないものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報は除くものとする。

- ① 県から取得した時点で、既に公知であるもの。
- ② 県から取得後、受託者の責によらず公知となったもの。
- ③ 法令等に基づき開示されるもの。
- ④ 県から秘密でないとして指定されたもの。
- ⑤ 第三者への開示又は本業務に係る作業以外の目的で利用することにつき、事前に県に協議のうえ、承認を得たもの。

イ 受託者は、県の許可なく、取り扱う情報を指定された場所から持ち出し、あるいは複製しない

ものとする。

ウ 受託者は、本業務に係る作業に関与した受託者の所属職員が異動した後においても、機密が保持される措置を講ずるものとする。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行するために個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び個人情報保護条例（平成 13 年 3 月 30 日岩手県条例第 7 号）等を遵守し、個人情報を適性に取り扱うものとする。

(7) 新型コロナウイルス感染症感染防止対策

新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、「岩手県新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和 2 年 5 月 26 日）」及び国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和 2 年 5 月 4 日変更）」を受けて作成された業種別ガイドラインに基づく感染拡大防止対策を行った上で開催すること。

なお、当該対策について、本業務実施前に、県に書面で報告すること。

(8) その他

本業務の実施に当たり、本仕様書に記載のない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに県と協議を行うものとする。